

日本放送協会 理事会議事録

(平成27年 5月11日開催分)

平成27年 5月29日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成27年 5月11日(月) 午後3時30分～3時45分

<出席者>

梶井会長、堂元副会長、塚田専務理事、吉国専務理事、板野専務理事、
福井専務理事、森永理事、井上理事、浜田技師長、今井理事、
坂本理事、安齋理事

上田監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

梶井会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 退任役員退職金について
- (2) 日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について

2 報告事項

- (1) NHK情報公開・個人情報保護の実施状況(平成26年度)
- (2) 放送番組審議会議事録(資料)

議事経過

1 審議事項

(1) 退任役員の退職金について

(秘書室)

平成27年4月24日付で退任した石田研一前専務理事と木田幸紀前理事、下川雅也前理事に対し、「会長、副会長および理事の退職金支給基準」に基づき、退職金を基準のとおり支給したいと思いますので、審議をお願いします。

本件が了承されれば、5月12日開催の第1237回経営委員会に諮ります。

(会長) 原案どおり了承し、次回の経営委員会に諮ります。

(2) 日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について

(営業局)

日本放送協会放送受信料免除基準（以下、「免除基準」）の一部変更について、審議をお願いします。

免除基準の根拠となる法律の改正等に伴い、免除基準上の関連する文言等を変更します。施設名称や語句の変更等であり、免除範囲を変えるものではありません。

主な変更点は、次のとおりです。

- 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」

法改正に伴い、免除基準における法律名を変更します。

- 「児童福祉法」

法改正に伴い、免除基準における施設名を変更します。

- 「母子及び寡婦福祉法」

法改正に伴い、免除基準における法律名および施設名を変更します。

- 「障害者自立支援法」

法改正に伴い、免除基準における法律名および施設名を変更します。

また、「障害者自立支援法」において、施設に対する法律上の経過措置

期間が終了しているため、免除基準においても経過措置を削除します。さらに、今回、「児童福祉法」で新たに法定化された重症心身障害児通園事業について、免除基準において引き続き免除対象外とするため、除外要件を規定します。あわせて関連する用語の整備も行います。

変更の期日は、平成27年6月1日とします。

本件が了承されれば、5月12日開催の第1237回経営委員会に諮り、議決が得られれば総務大臣に認可を申請します。

(会 長) 原案どおり了承し、次回の経営委員会に諮ります。

2 報告事項

(1) NHK情報公開・個人情報保護の実施状況（平成26年度）

(情報公開センター)

平成26年度の「NHK情報公開・個人情報保護」の実施状況について報告します。

まず、情報公開の実施状況です。

26年度に、全国で18人の視聴者から151件の「開示の求め」を受け付けました。前年度の824件から大幅に減りましたが、運用経費を受信料で賄っていた情報公開制度が、26年4月から情報公開の利用者から「開示の求め手数料」をいただく形に変わったことが、主な理由として考えられます。「開示の求め」の内訳は、総務・経理に関するものが最も多く54件、次いで、経営に関するものが38件、放送に関するものが31件などとなっています。

「開示の求め」に対する取り扱いは、開示が48件、一部開示が28件、不開示が53件、放送番組の編集にかかわる文書など開示の求めの対象外が18件、視聴者からの取り下げが3件、検討中が1件となりました。この結果、26年度の開示率は58.9%となりました。

不開示とした53件の理由を複数回答で見ると、求めに合致する文書が存在しない「文書不存在」が50件、業務に支障が生じるため開示できないものが26件などでした。

次に、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会（以下、「委員会」）の審議状況についてです。この委員会は、NHKが行った一部開示または不開示の判断に対して、「再検討の求め」が出された場合に、中立的・

客観的な立場からNHKの判断をチェックする第三者機関です。26年度に受け付けた「再検討の求め」は123件で、前年度に比べ163件減りました。委員会は26年度に23回開催され、NHKは131件の答申を受けました。そのうち、99件はNHKの当初の判断どおり一部開示または不開示が妥当とされ、32件は当初の判断とは異なる意見が示されました。NHKは、すべての事案について委員会の答申に沿った最終判断を行いました。なお、諮問する前に開示したものが4件ありました。

続いて、個人情報保護の実施状況です。

個人情報の漏えい・紛失等については、26年度は、漏えい事案が12件発生しました。また、漏えいに至らなかった紛失も1件ありました。

個人情報の「開示等の求め」は、26年度に33件受け付け、開示が11件、一部開示が4件、不開示が15件などでした。一方、個人情報の「再検討の求め」は18件受け付け、うち17件について委員会から答申を受けました。そのうち15件はNHKの当初判断どおり一部開示または不開示が妥当、1件は当初判断どおり利用停止不実施が妥当とされ、残る1件は当初の判断とは異なる意見が示されました。NHKは、すべての事案について委員会の答申に沿った最終判断を行いました。なお、諮問する前に訂正実施したものが1件ありました。

以上の内容は、5月12日開催の第1237回経営委員会に報告します。

(2) 放送番組審議会議事録（資料）

編成局と国際放送局から、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、全国の地方放送番組審議会（関東甲信越、近畿、中部、中国、九州沖縄、東北、北海道、四国）の平成27年3月開催分の議事録についての報告。

注：放送番組審議会の内容は、NHKホームページの「経営情報」のなかに掲載しています。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成27年 5月25日

会 長 靱 井 勝 人